

名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

組織改正により、担当課長（科学館の魅力向上）が廃止されることとなったことに伴い、規定を整備します。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

案

名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉浦弘昌

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則

名古屋市科学館処務規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
(組織) 第3条 科学館に次の組織を置く。 (略) <u>担当課長（科学館の魅力向上）</u> (略)	(組織) 第3条 科学館に次の組織を置く。 (略) (略)
第4条 科学館の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。 (略) <u>担当課長（科学館の魅力向上）</u> <u>(1) 科学館の魅力向上の推進に関すること。</u>	第4条 科学館の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。 (略)

(略)	(略)
2 (略)	2 (略)

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。